

2022年11月16日

## 「東京三味線」、「東京琴」及び「江戸表具」を伝統的工芸品として指定しました

本日、経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）に定める伝統的工芸品として、新たに3品目を指定しました。

関東経済産業局管内で、「東京三味線」、「東京琴」及び「江戸表具」が指定となりました。

### 1. 伝統的工芸品の新規指定について

東京都、埼玉県の「東京三味線」、「東京琴」及び東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県「江戸表具」は、令和4年9月16日に開催した産業構造審議会製造産業分科会伝統的工芸品指定小委員会において審議を行った結果、新規指定することについて了承されたことから、本日（11月16日）、官報告示によって、経済産業大臣指定品目となりました。これにより、伝産法に基づく伝統的工芸品は、関東経済産業局管内では65品目（全国で240品目）となりました。

### 2. 新規指定品目の概要（関東経済産業局管内）

#### (1) 東京三味線

中国の三絃（さんしえん）が琉球に伝来して三線となり、三線が西日本で革張りに猫皮又は犬皮を用い、撥（ばち）で演奏する三味線へと変化して、17世紀に江戸へ移入された後、独自の変化を経て産地を形成。20世紀初頭には現在と同様の技術・技法及び主原料による製造が確立しました。

江戸時代における名工の輩出とともに広く一般に普及した東京三味線は、プロの演奏家から学生まで広く演奏される和楽器として大きく発展し、現在に至っています。

同種の和楽器と比較して、さわり場という音を響かせるための溝があり、独特の倍音を発生させる点に大きな特徴があります。

#### (2) 東京琴

中国から伝来した箏（こと）は、平安時代から江戸時代初期までは京都を中心とした朝廷や貴族社会で愛されました。その後一般社会への広がりを見せ、江戸中期には江戸へと移植、山田流箏曲の発展とともに東京琴の製造が活発に行われるようになり、19世紀半ばには現在と同様の技術・技法及び主原料による製造が確立しました。

琴は、雅楽や三味線の伴奏楽器でしたが、江戸後期に主奏楽器として定着、音量増大や音質明瞭化等の改良が施された後、プロの演奏家から学生まで広く演奏に用いられる和楽器となりました。

丸爪を使い楽器に対して正面に構えて演奏すること、楽器の縦方向・横方向のカーブが急角度であること及び音量が大きく豊かで明瞭な音色が出ること等の特徴があります。



### (3) 江戸表具

表具の歴史は奈良時代に始まりますが、江戸表具の産地形成は、17世紀初頭、江戸の徳川幕府開設時に、京都から大名・寺社のお抱え表具師がともに上京し江戸に居を構えたのが始まりです。18世紀には現在と同様の技術・技法が、19世紀には現在と同様の主原料による製造が確立しました。

紙や布地を糊で貼り合わせる技術「裏打ち・下張り・上張り」や本紙の周囲に布地や紙を継ぎ合わせ一体化する技術「切継ぎ」で製作され、掛軸、卷子、襖、屏風、額、衝立、壁張付等、部屋や押入れの仕切り、室内装飾及び書や絵画の保存を目的に様々な用途で用いられます。風の吹く関東の気候に合わせて糊の濃度を加減して製作される点等に特徴があります。



#### (参考) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律とは

伝統的工芸品産業の振興により、国民生活に豊かさや潤いを与えるとともに、伝統的技術・技法の伝承や地域の経済発展・雇用の創出に寄与することを目的とした法律です。同法律に基づいて指定※する伝統的工芸品は、同法律に基づく各種振興施策の対象となります。(法律の抜粋は参考②を御参照下さい)

※指定の5要件：①日用品であること、②手工業的であること、③伝統的な（100年以上）技術・技法であること、④伝統的に使用された原材料であること、⑤一定の地域で産地形成がなされていること。

(本発表資料のお問合せ先)  
関東経済産業局 産業部 経営支援課  
地域ブランド展開支援室長 坂口 伸  
担当 : 国分、宇留野、赤道  
電話 : 048-600-0332 (直通)  
E-MAIL : kanto-densan@meti.go.jp

(参考1)

伝統的工芸品の最近の指定状況

指定日	工芸品名
平成 29 年 11 月 30 日	①奥会津昭和からむし織、②千葉工匠具、③東京無地染、 ④越中福岡の菅笠、⑤三州鬼瓦工芸品
平成 30 年 11 月 7 日	①奈良墨、②三線
令和元年 11 月 20 日	①行田足袋、②江戸押絵、③浪華本染め
令和 3 年 1 月 15 日	①名古屋節句飾
令和 4 年 3 月 18 日	①岐阜和傘

(参考2)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和 49 年法律第 57 号)抄

(伝統的工芸品の指定等)

第 2 条 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (5) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

2 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、行うものとする。

3・4(略)

5 経済産業大臣は、第 1 項及び第 2 項の規定により指定された伝統的工芸品について、事情の変更その他特別な事由があると認める場合(事項に規定する場合を除く。)には、産業構造審議会の意見を聴いて、第 2 項に規定する指定の内容を変更することができる。

# 伝統的工芸品指定品目一覧[都道府県別]

令和4年1月16日現在

地域別	都道府県	指定品数	品目名
北海道	北海道	2	二風谷イタ 二風谷アットウシ
東北	青森	1	津軽塗
	岩手	4	南部鉄器 岩谷堂箆笥 秀衡塗 浄法寺塗
	宮城	4	宮城伝統こけし 雄勝硯 鳴子漆器 仙台箆笥
	秋田	4	権細工 川連漆器 大館曲げわっぱ 秋田杉桶樽
	山形	5(1)	山形鋳物 置賜紬 山形仏壇 天童将棋駒 羽越しな布
	福島	5	会津塗 大堀相馬焼 会津本郷焼 奥会津編み組細工 奥会津昭和からむし織
	計	23	
関東・甲信越	茨城	3(1)	結城紬 笠間焼 真壁石燈籠
	栃木	2(1)	結城紬 益子焼
	群馬	2	伊勢崎緋 桐生織
	埼玉	5(1)	江戸木目込人形 春日部桐箆笥 岩槻人形 秩父銘仙 行田足袋
	千葉	2	房州うちわ 千葉工器具
	東京	21(1)	村山大島紬 東京染小紋 本場黄八丈 江戸木目込人形 東京銀器 東京手描友禅 多摩織 江戸和竿 江戸指物 江戸からかみ 江戸切子 江戸節句人形 江戸木版画 江戸硝子 江戸べっ甲 東京アンチモニー工芸品 東京無地染 江戸押絵 東京三味線 東京琴 江戸表具
	神奈川	3	鎌倉彫 箱根寄木細工 小田原漆器
	新潟	16(1)	塩沢紬 小千谷縮 小千谷紬 村上木彫堆朱 本塩沢 加茂桐箆笥 新潟・白根仏壇 長岡仏壇 三条仏壇 燕鋳起銅器 十日町緋 十日町明石ちぢみ 越後与板打刃物 新潟漆器 羽越しな布 越後三条打刃物
	山梨	3	甲州水晶貴石細工 甲州印伝 甲州手彫印章
	長野	7	信州紬 木曾漆器 飯山仏壇 松本家具 内山紙 南木曽ろくろ細工 信州打刃物
	計	62	
東海	岐阜	6	飛騨春慶 一位一刀彫 美濃焼 美濃和紙 岐阜提灯 岐阜和傘
	静岡	3	駿河竹千筋細工 駿河雛具 駿河雛人形
	愛知	15	有松・鳴海絞 常滑焼 名古屋仏壇 三河仏壇 尾張仏具 豊橋筆 赤津焼 岡崎石工品 名古屋桐箆笥 名古屋友禅 名古屋黒紋付染 尾張七宝 瀬戸染付焼 三州鬼瓦工芸品 名古屋節句飾
	三重	5	伊賀くみひも 四日市萬古焼 鈴鹿墨 伊賀焼 伊勢形紙(用具)
	計	29	
北陸	富山	6	高岡銅器 井波彫刻 高岡漆器 越中和紙 庄川挽物木地(材料) 越中福岡の菅笠
	石川	10	加賀友禅 九谷焼 輪島塗 山中漆器 金沢仏壇 七尾仏壇 金沢漆器 牛首紬 加賀繡 金沢箔(材料)
	福井	7	越前漆器 越前和紙 若狭めのう細工 若狭塗 越前打刃物 越前焼 越前箆笥
	計	23	
近畿	滋賀	3	彦根仏壇 信楽焼 近江上布
	京都	17	西陣織 京鹿の子絞 京仏壇 京仏具 京漆器 京友禅 京小紋 京指物 京繡 京くみひも 京焼・清水焼 京扇子 京うちわ 京黒紋付染 京石工芸品 京人形 京表具
	大阪	8	大阪欄間 大阪唐木指物 堺打刃物 大阪仏壇 大阪浪華鋳器 大阪泉州桐箆笥 大阪金剛簾 浪華本染め
	兵庫	6	播州そろばん 丹波立杭焼 出石焼 播州毛鉤 豊岡杞柳細工 播州三木打刃物
	奈良	3	高山茶筌 奈良筆 奈良墨
	和歌山	3	紀州漆器 紀州箆笥 紀州へら竿
	計	40	
中国	鳥取	3(1)	因州和紙 弓浜緋 出雲石燈ろう
	島根	4(1)	出雲石燈ろう 雲州そろばん 石州和紙 石見焼
	岡山	2	勝山竹細工 備前焼
	広島	5	熊野筆 広島仏壇 宮島細工 福山琴 川尻筆
	山口	3	赤間硯 大内塗 萩焼
	計	16	
四国	徳島	3	阿波和紙 阿波正藍しじら織 大谷焼
	香川	2	香川漆器 丸亀うちわ
	愛媛	2	砥部焼 大洲和紙
	高知	2	土佐和紙 土佐打刃物
	計	9	
九州	福岡	7	小石原焼 博多人形 博多織 久留米緋 八女福岡仏壇 上野焼 八女提灯
	佐賀	2	伊万里・有田焼 唐津焼
	長崎	3	三川内焼 波佐見焼 長崎べっ甲
	熊本	4	小代焼 天草陶磁器 肥後象がん 山鹿灯籠
	大分	1	別府竹細工
	宮崎	2(1)	本場大島紬 都城大弓
	鹿児島	3(1)	本場大島紬 川辺仏壇 薩摩焼
	計	21	
沖縄	沖縄	16	久米島紬 宮古上布 読谷山花織 読谷山ミンサー 壺屋焼 琉球緋 首里織 琉球びんがた 琉球漆器 与那国織 喜如嘉の芭蕉布 八重山ミンサー 八重山上布 知花花織 南風原花織 三線
合計		240	

(注) 指定品目数の( )内の数字は、指定が他の都道府県・地域と重複する内数をあらわしている。